



週報



所沢西ロータリークラブ

R I 第 2570 地区 第 3 グループ

会長 鈴木真澄 ■ 会長エレクト 内田 学
 幹事 堀江 大
 クラブ管理運営委員長 高橋和男

例会場 〒359-1127 所沢市星の宮1-3-5 ベルヴィザ グラン TEL 04-2923-4122
 事務局 〒359-1143 所沢市宮本町2-22-25 角田ビル3F TEL 04-2926-1666
 例会日 毎週火曜日 (PM12:30~13:30) FAX 04-2926-5151
 E-mail nishirc@deam.ocn.ne.jp <http://www.tokorozawa-nishirc.net/>

四つのテスト 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか

1. 点鐘…会長 2. 斉唱…ロータリーソング 3. 来賓紹介 4. 会長、幹事報告 5. 委員会報告

第 1385 回例会 2015・3・3

| 卓 話 | 例会当番 | 記念祝福 | ■出席報告 | |
|--|-------|-------------------------------------|-------|-------|
| 3/3「日本の民間航空の現状と 東京航空管制部の役割」 国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 中村浩明様 | 荻野 陽一 | 3月会員誕生 吉田 栄治 須澤 一男 中村 茂 関根 克未 | 月 日 | 2/24 |
| 3/10 「アジア諸国のお国柄」 | 川島 昇 | | 会員数 | 36 |
| | | | 出席者 | 29 |
| | | | 出席率 | 80% |
| | | | 前回修正 | 83.3% |

会長エレクトの時間

内田 学

こんにちは、まだ寒い日がありますがいかがお過ごしですか？

第7段回目は、ストレッチを説明いたします。準備運動をかねて、手を水平に横に開いて、ゆっくり 90度以上回してみます。5~6 回前回の、手のひらを上に向け水平に開きそのまま手を挙げて耳につくようにします。

次は手の平を下に向け、上に挙げてください。どうですか。前回よりは、肩が動くようになりましたか？大分痛そうにしている方もいますね。

次に腕を水平にし、肘から先を上に向けたまま、肩甲骨で物を挟むように、5~10 回、今度は前で指を組みそのままのひらを前に突き出します 5~10 回、これは普段使うことの少ない肩甲骨の運動です。

床に寝て、足の裏を、別の足に付け上から見ると数字の 4 の形にしてひざを床に付けるようにします。股関節のストレッチです。両方してください。

つまずいた時、あしが大きく前に出るようになり、転倒が防げるかも？

これで、終わります。お疲れさま。

幹事報告

堀江 大

◆3 月度のロータリーレート 1ドル=118 円

◆2017-2018 年度がバナー推薦結果と今後の手続きについて 3月19日(木) 締切

◆ロータリー財団 2015 年 1 月 認証者リスト

◆学友会ニュース 2 月号

◆糞谷八幡湿地保存会「総会」開催のお知らせ
3月21日(土) 14:00~ 糞谷八幡会館

◆所沢市内 5 RC 合度懇親チャリティゴルフコンパのご案内
5月27日(水) 武蔵丘ゴルフクラブ

◆週報・・・新所沢 RC

ニコニコボックス

師岡 友次

鈴木 真澄 関根さん卓話宜しくお願ひ致します。

堀江 大 関根さんよろしくお願ひ致します。

荻野 賢司 関根先生本日は卓話御苦勞様です。

内田 学 関根先生、本日はよろしくお願ひ致します。本日も体操します。

室伏 秀樹 関根先生よろしくお願ひ致します。30 周年の準備が大忙しです。白波のセルフとワで混乱しています。

関根 克未 本日は卓話をさせていただきます。よろしくお願ひします。

栗原 和明 関根先生よろしくお願ひします。前回、前々回欠席しました。申訳ありません。

高橋 和男 突然御迷惑と御心配をお掛けし申訳ございません。手術は19日に無事終了しましたが、結果は27日でないかと解りません。又、27日までには喋ってはいけないそうですので、外に出ず事務所で療養させていただきます。30周年には必ず出席しますのでよろしくお願ひ致します。

山崎 武邦 前回欠席。

中村 茂 前回欠席。

卓話 <上手な生前贈与の仕方>

SMC 税理士法人 副理事長
関根 克未様 (所沢西 RC 会員)



平成27年以降は相続税が増税になります。相続税改正という、「基礎控除が下がって、納める人が増えるでしょ」と思っている方が多いかと思ひます。それももちろんですが、もともと相続税の基礎控除を超える、いわゆる資産家の方々も、基礎控除が下がった部分に課税されるので、相続税がかかる部分が大幅に増えますし、税率が改正で最高税率が上がるなど、かなりの大増税になります。

そこで今日は、相続税の節税対策のひとつとして、誰にでも簡単に出来る「生前贈与」の正しいやり方についてお話しします。

(1) 110万円の非課税枠を有効に使おう

例えば5人の子供や孫たちに毎年110万円ずつ10年間贈与すれば、10年で5,500万円、相当な金額の贈与が出来ます。ただ、これをやってしまうと自分の財産(現金)が無くなってしまふから…、と思ひかもしれません。逆を言えば、それだけ効果があるということです。

(2) 税務署にとやかく言われぬ方法でやりましよう

贈与契約は、民法594条に規定されていますが、簡単に言えば、「あげます。もらいます。」と



両者の合意があつて成立する(という理屈です)こととなります。ですから、相手に内緒で「あげたつもり」でため込んでいても調査でひっかかってしまいます。ですから、きちんと110万円をあげる人の口座からもらう人の口座へ振り込んであげるのが一番です。その時の振込口座は、もらう人の給与が入ってくる口座に振り込めば、贈与契約は誰が見ても成立しますから安心です。その後、息子(孫)が無駄遣いすると心配なら、入ったお金を定期にして、毎年通帳をチェックしてはいかがでしょう(笑)

(3) 3年以内贈与に注意

亡くなった日から3年以内に贈与されたものは、相続税の申告の際に110万円以内であっても加算して申告しなければなりません。これを回避するには、長男の嫁や孫(正確には、相続人・受遺者以外)に贈与すれば3年以内の加算はありません。

(4) 資産家は110万円にこだわらない贈与もOK

資産家の方は相続税の税率が高いですから、例えば年間310万円贈与したら、贈与税は10%(贈与税は20万円)なので、相続税よりは納める額は少なくなります。

(5) 生前贈与は上手く使ひましよう

毎年110万円もらってしまうとそれが当たり前になってしまつて、「今年もあるんだよね?」とアテにされてしまふかもしれません。生前贈与は税金対策にはとても効果がありますが、「息子の教育上はよくない?」なんて話も聞きます。

生前贈与は、お孫さんの入学や誕生日のお祝ひのときなどにやったらよいのではと、私は思ひます。せつかく自分の稼いだお金をあげるんですから、息子や娘から感謝された方が良いでしょう。良いタイミングで上手に実行すれば、「お父さん、おじいちゃん、ありがとう」と言ってくれるかも?しれません(笑)

今週の担当 須澤 一男